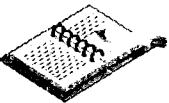


朝日新聞の報道によれば、新潟県のある市では、正規職員六八六人に対し非正規職員が五七三人であり、これを保育士に限ると、正規八四人、非正規一九〇人だという（二四年六月現在）。この記事によると、この非正規職員の雇用は年度ごとになされ、雇用が繰り返されても昇給はないという。このような状態になつてゐる理由は報道されていないが、推測するに、年度ごとの雇用であることを理由に定数外職員とする（見かけの職員数を少なく表示する）ことができることと、昇給がない（毎年度の予算で賃金を決定できる）ため、人件費の膨張を抑制することができるうことの二つだろうと思われる。

非正規職員という言葉の意味は定かではないが、無期限の任用という法の建前（最高裁昭和三八年四月一日及び平成六年七月一四日判決）から外れて任用された職員のことを指すものと思われ、公務員の世界では臨時・非常勤職員という表現の方が馴染みが深い。国などによる調査によると、臨時・非常勤職員の数は全国で五〇万人とも七〇万人ともいわれて

## 新・弁護士月記 13



# 非正規職員

橋本 勇

員とか定数外職員と称される公務員の存在が問題となり、国、地方を通じてその解消が図られたことがあるが、現在の状態は、当時よりも格段に深刻化している。

ところで、本来、臨時職員と非常勤職員とは別異の概念であり、臨時職員と法定された正式な採用手続きをとる暇がないために臨時的に採用された職員を意味しない（両者を合わせて「臨時的任用職員」というのが一般的である）、非常勤職員というのは、常時（一般の職員と同じ時間）勤務することを要しない職員という意味であり、その概念自体には任期

もなく、常時勤務を要する職に就いている地方公務員（便宜上、これを「正規職員」という）の数は約二九〇万人であるから、全職員に占める臨時・非常勤職員の比率は一五から一九%といふことになる。昭和三〇年代に、常勤的非常勤職員とか定数外職員と称される公務員の存在が問題となり、国が通常の職員と同じ時間勤務する者をも非常勤職員としている（人事院規則一五一一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）二条）という状況も加わって、臨時・非常勤職員の問題は混迷の度を深めることになつて

いる（定義が明確でなく、調査時点も異なるため、調査によって数字が異なる）。任期の定めがない（便宜上、これを「正規職員」という）の数に該当しない臨時的任用職員（これを特別職と觀念しているところもあるようだが、解釈論としては無理がある）も少くない。このため、非常勤職員と臨時的任用職員の別が意識されず、法律の要件に該当する臨時的任用職員と該当しない臨時職員が区別されないという状況が生じている。これに、国が通常の職員と同じ時間勤務する者をも非常勤職員としている（人事院規則一五一一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）二条）という状況も加わって、臨時・非常勤職員の問題は混迷の度を深めることになつて

いる（定義が明確でなく、調査時点も異なるため、調査によって数字が異なる）。任期の定めがない（便宜上、これを「正規職員」という）の数に該当しない臨時的任用職員（これを特別職と觀念しているところもあるようだが、解釈論としては無理がある）も少くない。このため、非常勤職員と臨時的任用職員の別が意識されず、法律の要件に該当する臨時的任用職員と該当しない臨時職員が区別されないという状況が生じている。これに、国が通常の職員と同じ時間勤務する者をも非常勤職員としている（人事院規則一五一一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）二条）という状況も加わって、臨時・非常勤職員の問題は混迷の度を深めることになつて

いる（定義が明確でなく、調査時点も異なるため、調査によって数字が異なる）。任期の定めがない（便宜上、これを「正規職員」という）の数に該当しない臨時的任用職員（これを特別職と觀念しているところもあるようだが、解釈論としては無理がある）も少くない。このため、非常勤職員と臨時的任用職員の別が意識されず、法律の要件に該当する臨時的任用職員と該当しない臨時職員が区別されないという状況が生じている。これに、国が通常の職員と同じ時間勤務する者をも非常勤職員としている（人事院規則一五一一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）二条）という状況も加わって、臨時・非常勤職員の問題は混迷の度を深めることになつて